

# 地方公務員の働き方に関する分科会の概要

---

令和6年9月30日

# 分科会の設置①

## 1 目的

今後、人材確保の困難化が一層進むことで、これまで以上に職員の存在価値が稀少化する中、OJT・OFF-JT双方の成長機会、兼業・副業、主体的キャリア開発などの促進要因を増やしていくことで職員の一人ひとりのやりがいを高めるとともに、時間外勤務、ハラスメント、管理職マネジメントの負担などの阻害要因を除去し、より高いパフォーマンスが発揮できるようになることが必要である。

そこで、本分科会においては、個人のパフォーマンスの最大化を地方公共団体で行う上で、課題となる点や配慮すべき点などを整理し、具体的な対応策について検討を行う。

(主なテーマ)

1. 「個人のパフォーマンスの最大化」を促進する要因
  - ・ OJT・OFF-JT双方の成長機会
  - ・ 兼業・副業
  - ・ 主体的なキャリア開発
2. 「個人のパフォーマンスの最大化」を阻害する要因
  - ・ 時間外勤務
  - ・ ハラスメント（カスタマーハラスメント等）
  - ・ 管理職のマネジメントに関する負担

## 2 構成員

分科会の構成員は別紙のとおりとする。

# 分科会の設置②

## 3 座長

- (1) 分科会には、分科会長を置く。分科会長は、「社会の変革に対応した地方公務員制度のあり方に関する検討会」(以下、「検討会」という。)の構成員のうちから、座長が指名する者とする。
- (2) 分科会長は、会務を総理する。
- (3) 分科会長に事故があるとき又は分科会長が欠けたときは、分科会長が指名する者が、その職務を代理する。

## 4 議事

- (1) 分科会の会議は、分科会長が招集する。
- (2) 分科会長は、必要があると認めるときは、必要な者に分科会への出席を求め、その意見を聴取することができる。
- (3) 分科会が行う検討の内容については、検討会に対し、報告を行うこととする。

## 5 雑則

- (1) 分科会の庶務は、総務省自治行政局公務員部公務員課女性活躍・人材活用推進室において処理する。
- (2) これに定めるもののほか、分科会に関し必要な事項は、分科会長が定める。
- (3) 分科会の会議は、原則として公開しないが、会議の終了後、配布資料を公表するとともに、議事概要を作成し、これを公表するものとする。ただし、分科会長が必要があると認めるときは、配布資料の一部を非公開とすることができる。

## 6 想定スケジュール

分科会は、令和6年9月より1～2ヶ月に1回程度のペースで計5、6回程度開催し、令和7年6月までにとりまとめを行う。

# 構成員名簿

井上	健次	全国町村会（毛呂山町長）
太田	聰一	慶應義塾大学経済学部教授
笠井	喜久雄	全国市長会（白井市長）
黒田	玲子	東京大学環境安全本部准教授（産業医）
権丈	英子	亜細亜大学経済学部教授
嶋田	博子	京都大学大学院公共政策連携研究部教授
常見	陽平	千葉商科大学国際教養学部准教授
馳	浩	全国知事会（石川県知事）
林	鉄兵	全日本自治団体労働組合総合労働局長
水町	勇一郎	早稲田大学法学学術院教授

（五十音順、敬称略）